

令和3年1月泉南市農業委員会定例会

令和3年1月6日 午後1時30分
市役所 2階 大会議室

・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫	田中 一寿子	

(推進委員)

根岸 善洋	戎野 繁	山本 芳男
吉積 弘行	角辻 健二	

・欠席委員

(推進委員)

西浦 賢二

事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より令和3年1月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、全員出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員の出席については西浦委員より欠席の届出が出ております。ですので、本日の出席は5名となっております。

それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会長

どうも皆さん、あらためまして、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。新年を迎え、皆さま方におかれましては健やかに過ごしの事とお喜び申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスで社会全体が停滞する一年となりました。ようやくワクチン接種の目途が立ち始めてまいりました。しかしながら、終息にはまだまだ道のりが険しいようでございます。

今年は丑年ですが、干支の丑という文字には紐とか絡むという意味が

会 長 あるそうです。種の中に芽が生じている状態を指すそうです。後に動物の牛の意味が加えられたようでございます。

コロナ禍に直面する今年は慌てず、急がず、効果的な対策を積み重ねていく我慢の年となるだろうと思っております。コロナに打ち勝ち、健康に過ごせます事をご祈念申し上げまして新年の挨拶とさせていただきます。

それではさっそくではございますが、議案に入りたいと思います。

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名人は、13番 馬場委員、14番 田中一寿子委員にお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、日程第2令和3年議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和3年議案第1号3件について朗読する。

No. 1、No. 2につきましては泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限に該当しますので、〇〇委員には採決の際に退席していただく事とします。

議案第1号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますが、No. 1、No. 2につきましては、代わりに事務局から報告させていただきます。

No. 1につきまして、譲受人の父親が小作人であり、今回、小作の合意解約を行ったのち、息子が所有権移転を行うものです。譲受人は、主に青ネギをされている方です。

No. 2につきまして、搬路のない遊休農地です。譲受人は、地元の遊休農地解消のために、所有権移転を行うものです。主に青ネギを耕作

- 事務局 されている方です。
続きまして、No. 3につきまして〇〇委員よろしく申し上げます。
- 〇〇委員 先日、事務局の方と現地確認に行っていました。②番と③番については自家栽培と、その他はひらすきした状態でした。なんら問題無いかと思います。
- 事務局 ありがとうございます。事務局の方から、No. 3につきまして補足説明させていただきます。譲渡人は高齢であり、また後を継いでくれる担い手が無いため、農地の資産整理として所有権移転するものです。以上です。
- 会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明での説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会長 No. 1の②番ですが、道が無いのですが、まわりはどうなっているのですか。
- 〇〇委員 この農地は昔から譲受人がネギを作っていて、譲渡人が土地を処分するので、譲り受けたのだと思います。入る道もありますし、昔から耕作していますのでなんら支障ありません。No. 2についても横に道があります。昔、〇〇〇〇川が決壊してほとんどの田んぼが埋もれています。ですので、この農地は土手の真横だと思います。横に道が出来ています。実際はこの地図とは少し変わっていると思います。
- 事務局 それでは採決をとりますので〇〇委員に退席していただきます。
- 〇〇委員 退席
- 会長 それでは質疑がないようですので、議案第1号は原案どおり承認してご異議ございませんか。
- 異議なし
- 会長 それではお諮りいたします。議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして令和3年議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事 務 局 議案第2号を朗読する前に、議案第2号は泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限に該当しますので、〇〇委員・〇〇委員には採決の際に退席していただきます。

事 務 局 それでは、議案書を朗読させていただきます。令和3年議案第2号2件について朗読する。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 地図では申請地の下のところが別の所有者の名前となっていますが、どういう事でしょうか。

〇〇委員 そこも実際には底地も譲受人の所有です。いきさつは知らないですが、買ったのだと思います。あの辺り一帯を買っているそうです。木を乾燥させるのに必要なのだそうです。

事 務 局 採決をとりますので〇〇委員、〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員・〇〇委員 退席

会 長 よろしいですか。他にご質問、ご意見ございますか。
それでは質疑がないようですので、議案第2号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして令和3年議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事 務 局 令和3年議案第3号4件について朗読する。議案第3号につきまして、各地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきまして〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員 この農地につきまして暮れに現地を確認したところ、すでに土壤消毒をしていつでも作物を植えられる状態になっておりました。

事 務 局 ありがとうございます。続きましてNo. 2、No. 4につきまして〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員 No. 2、No. 4につきましてご報告させていただきます。過日、事務局の方と現地調査いたしました。借り手はネギ農家でございまして、ネギを作付けできるよう耕運し、畝たてをしている状況ですのでなんら問題ございません。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。続きましてNo. 3につきまして、〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員 報告させていただきます。事務局の方と現地確認に行っていました。ネギを蒔いて、もう生えているような状態ですので問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第3号につきまして補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、〇〇でネギ農家を営んでおります。これまでは借り手の父親が経営の主体でしたが、現在は息子である借り手が主に経営

事務局

を行っております。経営面積は約8反6畝です。

No. 2及びNo. 4につきましては、借り手は〇〇と〇〇地区を中心にネギ農家を営んでおり、経営面積は約1町です。大阪版認定農業者の認定を受けております。No. 4の農地につきましては、別の耕作者との小作権が設定されておりましたが、12月5日付で合意解約を行い、今回の貸借を行うものです。

No. 3につきましては、借り手はネギを栽培しており、約5反の面積を営んでおります。また、20代の孫1名も専従で手伝いを行っているとのことです。以上です。

会長

ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長

No. 1につきまして、借り手は約8反6畝耕作しているのですか。もっとあるのでは？

事務局

父親の耕作している面積と、この設定農地を合わせると台帳では8反6畝になります。

会長

経営面積を聞いて把握しておかなければいけません。

〇〇委員

昔は自分たちで貸し借りしている所もあるんです。最近では農用地利用集積計画を使って、役所を通して貸し借りをしますが。来月になりますが、ある方の農地を、この借り手と私とあともう一人の方と3人で利用集積の申請をする予定です。

会長

そうですか。できるだけヤミ小作ではなく正式な契約をしてもらうのが良いと思いますので、よろしくお願いします。

〇〇委員

会長よろしいですか。会長らが先ほどから説明されていますが、原案には耕作面積については記載されていません。議論が進まないと思う。議案書の文面の中で議決していただきたい。事務局とは耕作面積について話をしていますが、委員各位にしたら全然その意味がわからないんです。できればそれは議論からはずしていただきたい。

- 会 長 私としては耕作面積を議案の文面に入れていただきたいのです。
- 〇〇委員 それだったらわかります。ただ、ヤミ小作は出てこないと思います。
- 事 務 局 申出書には経営面積を書いていただくのですが、耕作者自身もどれだけか把握していない場合があり、農地台帳を添付し、その面積を経営面積とするというやり方でやっていますので、議案書にのせるとなれば、農地台帳で管理している面積という事になるかと思います。
- 会 長 ただ、これから利用集積は増えてくるかと思います。
- 〇〇委員 ヤミ小作だったものを指導して、農業委員会の議案にあげて正式な耕作面積に入れるべきです。しかし、これは今すぐにどうこうというよりは、これからヤミ小作となっていて、指導しなければならない農地を調査なりでつかんでいただきたいという事です。
- ただ、今回議案に上がっているのは、議案書の部分だけですので、それ以上の話といたら空論されているようで、具体的にはわからないということになります。会長のおっしゃっている通り、公簿に載っている経営面積を記載するというのは良い事だと思いますので、将来的に入れていただいたら、それに伴って議論は成り立つと思います。ただヤミ小作については今すぐどうこうは出来ないと思います。
- 〇〇委員 ヤミ小作についてはおそらく水費を調べたら、すぐわかると思います。
- 〇〇委員 持ち主が負担している場合があるんです。
- 〇〇委員 うちの地区なんかは色々な権利が発生する可能性があるんで、それを避ける為に水費並びに水害対策費等については地主が負担しています。耕作者と問題があった場合は当人同士で話し合ってもらおう。水費の請求は地主という事になっています。
- 会 長 わかりました。よろしいですか。他にご質問、ご意見ございますか。
- それでは質疑がないようですので、議案第3号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第3号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおりする決定することといたします。

会 長 続きまして令和3年議案第4号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第7条第2項の規定による事業計画の認定取消しについて」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事 務 局 令和3年議案第4号1件について朗読する。議案第4号につきまして、地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 昨年の12月22日、事務局と現地確認を行いました。田全体として耕作はされていませんが、草については田全体を刈り倒している状態になっております。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第4号につきまして補足説明させていただきます。都市農地の貸借の流れとしましては、借り手と貸し手双方で貸借契約を結び、借り手より市長あてに事業計画書を提出、農業委員会の決定を経て、市長が当該事業計画の認定を行うこととなっており、その事業計画の認定をもって貸借権が設定されるものであります。この議案につきましては、先程ご説明しましたように、事業計画の認定から1年以上経過した状態で営農が行われていないため、認定の取り消しを行い、貸借契約の解除を行うものです。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

事 務 局 都市農地とは生産緑地の事です。

〇〇委員 どこからこの話がでてきたんですか？

事務局 貸し手の方から契約の解除を行いたいと窓口にご相談がありました。契約内容から解除に該当するものですが、解除するにあたっては農業委員会の決定を経て認定の取り消しを行う必要があります。ですので、今回議題にあげております。借り手の方も契約の解除には合意しております。契約の段階でも農業委員会で諮って承認しております。これは生産緑地を解除するわけではありません。あくまで貸借の解除という事です。

事務局 生産緑地ですので、生産緑地の貸借という新しい制度に則って、正式な手順を踏んで貸借の認定を受けています。都市農地の円滑化に関する法律では、取り消しを行った際は、市町村は斡旋に努めるとなっておりますので、別の借り手を探さないといけないという事になっています。

〇〇委員 もし見つからなかった場合は、地主自身が耕作しないといけないという事ですね。生産緑地は税の優遇を受けている分だけ厳しいという事ですね。

事務局 はい。そうです。

会長 地図をみてもらうとわかると思いますが、進入路がありません。

事務局 左側に2棟のハウスが建っているのですが、認定の段階で、その所有者さんと立会をして、進入路として使うことを了解してもらっています。他の方が借りるという事になれば改めて話をしないといけません。

副会長 次の借り手を見つけるまでの時間的な制約というようなものはあるのですか。

事務局 いえ、ありません。ですが、夏場になると草が生えてきますので、出来るだけ早くという事にはなります。

会長 よろしいですか。他にご質問、ご意見ございますか。
それでは質疑がないようですので、議案第4号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第4号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおりする決定することといたします。

会 長 続きまして令和3年議案第5号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和3年議案第5号1件について朗読する。議案第5号につきまして、事務局より説明させていただきます。

農地を取得する際に、現在は所有もしくは賃借権を有している面積と新たに取得しようとする面積の合計が、市町村で定められた下限面積以上でないと取得できません。この下限面積の確認は毎年1月の定例会で行っております。今回の定例会から適用する事で、確認していただきたいと思えます。大阪府内43市町村の下限面積を記載しております。泉南市は現在2反を下限面積としております。

別紙1にはその根拠を記載しております。別紙2は泉南市の所有農地面積別世帯数一覧表です。農地法施行規則第17条第1項の3によりますと、下限面積は、農家世帯総数のおおむね4割を割らないように設定することとなっており、泉南市の場合1反未満の世帯数が全体の60%あり、2反未満まで含めると74%になります。農地法施行規則を遵守すると下限面積を1反に設定することができますが、大阪府下の市町村の下限面積状況を鑑みて下限面積を2反として設定することが、事務局としては、妥当であると考えておりますので、協議のほどよろしく願います。

会 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 昨年は2反以上の所有農地というのは4割近くあったと思うのですが、減りましたか。今回は18%と8%で26%となっています。

〇〇委員 別段面積を定める為に、2反で良いか議論してくれという事ですよ。高齢化とか過疎化とか担い手不足の中で積極的に所有権移転をしやすいという考えならば、1反にしても問題ないかと思うのですが。利点として所有権移転がしやすくなって、耕作放棄地を防げるのではないかと前々から思っていたのです。そういう観点からも議論願っています。

会 長 〇〇委員から意見が出ましたが、皆さんどうですか。

〇〇委員 農地法で、「現在権利を有する面積と新たに取得しようとする面積の合計が市町村で定められた下限面積以上」となっていますが、所有権だけですか。

会 長 いえ、貸借権も含めてです。

事務局 権利を有する面積とは所有地と貸借地も含めて現在耕作している面積です。

〇〇委員 今のままで良いのではないですか。

会 長 3反から2反に変更してから5年位になりますか。もっと経ちますか。

〇〇委員 相続等で所有面積2反以下が増えてきていることは確かです。

会 長 取得しやすいのは1反という事にはなるのですが、ただ、2反でも面積が足りないという時には貸借でやっているという例もありますので。

会 長 他にご意見ございませんか。推進委員さんからご意見ございませんか。1反と従来通り2反という二つの意見がございましたが。

〇〇推進委員 私は1反という意見に賛成なのですが、農業していなかった人も1反買えば農業できるという事ですよ。でしたら、それに賛成します。農業をしたい人もいますから。

副 会 長 何年に一回見直しをするのですか。

事務局 毎年1月です。

〇〇委員 1反と2反の違いとはなんですか。

会 長 1反であれば今まで農業をしていなかった人が農業を始めるのに農地を取得しやすくなります。ただ、過去には不動産業者などが農地として購入し、悪用したという例もあります。2反であれば悪用はしにくくなります。

副 会 長 この取得というのは購入のみですか。

会 長 権利の取得という意味ですので、賃貸もあわせてです。所有面積が足りなくても貸借すれば大丈夫です。

会 長 ご意見がないようですので、議案第5号の採決を取りたいと思います。それでは、お諮り致します。議案第5号は下限面積を10アールとすることに賛成の方の挙手をお願いします。

6名挙手

会 長 それでは、お諮り致します。議案第5号は今まで通り別段面積を20アールにとすることに賛成の方の挙手をお願いします。

6名挙手

事 務 局 同数ですので、議長採決をお願いします。

会 長 私は今まで通りの20アールに賛成です。

会 長 6対7となりました。ですが、ゆくゆくは10アールに下げていかなければならないとは思っています。

会 長 委員1名退席により6対6で議長採決により、令和3年の1年間の別段面積を20アールと決定致します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

副 会 長

どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして1月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、2月8日（月）場所は、市役所本館2階 大会議室です。どうも長時間ありがとうございました。

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和3年1月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____

